

第 21 回 長野県ジュニアゴルフ選手権大会

期 日 2019年5月12日(日)

会 場 諏訪湖カントリークラブ

本競技は日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則とこのローカルルールと競技の条件を適用する。

本書に記載のない事項や追加変更がある場合は競技規定やプレーヤーへの通知文書、または競技会場での掲示物に掲載されるので必ず参照すること。

ゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に罰が記載されている場合を除き、このローカルルールと競技の条件の違反の罰は、「一般の罰(2 罰打)」となる。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ (規則 18.2)

アウトオブバウンズは白杭のコース側を地表レベルで結んだ線によって定められる。

2. ペナルティーエリア (規則 17)

イエローペナルティーエリアは黄線または黄杭、レッドペナルティーエリアは赤線または赤杭によって定められる。

線と杭が併用されている場合は、線はペナルティーエリアの縁を定め、杭はペナルティーエリアの場所を示す。

3. 異常なコース状態 (動かさない障害物を含む) (規則 16)

(a) 修理地は青杭を立て、白線で囲まれた区域によって定められる。

(b) 動かさない障害物

(1) 排水溝

(2) 距離標示用の人工のヤーデージマーク(パッティンググリーン前後のものを含む)

(3) 小砂利、ウッドチップ、松葉などを使用して舗装した区域。小砂利やウッドチップなどの個体はルースインペディメントである。

(4) 複数の動かさない障害物が接している場合、それらはひとつの動かさない障害物として扱われる。

(5) 動かさない障害物と白線でつながれている区域は、その動かさない障害物の一部として扱われる。

(6) 黄黒の縞杭は動かさない障害物とし本競技には適用しない。

4. プレー禁止区域

電磁誘導カート用の 2 本のレール(白線でつながれている区域を含む)は、全幅をもってプレー禁止区域であり、異常なコース状態として扱われる。規則 16.1f に基づき、そのプレー禁止区域による障害からの罰なしの救済を受けなければならない。ただし、スタンスにだけ障害となる場合は、そのままプレーすることもできる。

5. 不可分な物

以下の物は不可分な物であり、無罰の救済は認められない。

(a) 樹木やその他の恒久的な物件に巻きつけたり、密着させてあるもの。

(b) ペナルティーエリア内にある人工の壁や杭でできた構造物。

(c) 所定の場所にあるバンカーライナー。

6. ドロップゾーン

(a) 7 番ホールにおいて、球がグリーン左側のレッドペナルティーエリアの中に球がある場合、プレーヤーには次の選択肢があり、それぞれ 1 罰打で

・規則 17.1 に基づき救済を受ける。または、

・追加の選択肢として、元の球か別の球をドロップゾーンにドロップする。

このドロップゾーンは規則 14.3 に基づく救済エリアである。

(b) 7 番ホールにおいて、グリーン奥の保護フェンスに球が近接しているためにスタンスや、意図するスイングの区域の妨げになる場合、プレーヤーは次のことができる。

・規則 16.1 に基づき罰なしの救済を受ける。または、

・追加の選択肢として、元の球か別の球をドロップゾーンにドロップすることによって罰なしの救済を受ける。

このドロップゾーンは規則 14.3 に基づく救済エリアである。

7. クラブと球の規格

(a) スロークを行うために使うドライバーは R&A が発行する最新の適合ドライバーヘッドリストに掲載されているクラブヘッド(モデルとロフトで識別される)を持つものでなければならない。

(b) スロークを行うときに使用する球は R&A が発行する最新の適合球リストに掲載されていなければならない。

このローカルルールの違反に対する罰: 失格

8. ゴルフシューズ

ラウンド中、プレーヤーは下記の特徴を持つシューズを履いてはならない:伝統的なスパイクすなわち、地面を貫くようにデザインされた1つあるいは複数の鋳を有するスパイク(メタル製、セラミック製、プラスチック製その他材質は問わない)。

このローカルルールの違反に対する罰：規則 4.3 参照

9. プレーの中断と再開(規則 5.7)

(a) 即時中断(落雷等、切迫した危険がある場合)

委員会がプレーの即時中断を宣言した場合、すべてのプレーヤーは直ちにプレーを止めなければならず、委員会がプレーを再開するまでは別のストロークを行ってはならない。

このローカルルールの違反に対する罰:失格

即時中断中は、委員会がオープンと宣言するまで、すべての練習施設はクローズとなる。クローズとなった練習施設で練習しているプレーヤーは練習を止めるように要請される。その要請に従わなかった場合、失格とすることがある。

(b) 通常の中断(日没やコースがプレー不能)

規則 5.7b、c、d に従って処置すること。

(c) プレーの中断と再開の合図

即時中断:1 回の長いサイレン

通常の中断:3 回の短いサイレン

プレーの再開:2 回の短いサイレン

と同時に、本部より競技委員を通じてプレーヤーに連絡する。

10. 練習(規則 5.2)

ホールとホールの間、プレーヤーは次のことをしてはならない。

終了したばかりのグリーンやその近くで練習ストロークを行う。または、終了したばかりのグリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってグリーン面をテストする。

11. キャディー

プレーヤーはラウンド中に委員会によって指定された者以外をキャディーとして使ってはならない。

このローカルルールの違反に対する罰:違反のあった各ホールに対して一般の罰を受ける。違反がホールとホールの間で起きたり、ホールとホールの間まで続く場合、プレーヤーは次のホールで一般の罰を受ける。

競技の条件

1. 参加資格

プレーヤーは「競技規定」に定められた参加資格を満たしていなければならない。

2. スコアカードの提出

スコアリングエリア方式を採用する(プレーヤーの両足がエリアから出た時点をもって提出されたものとみなす)。

3. 競技終了時点

競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

注意事項

- ローカルルール 8 項において規制されるシューズ以外にもグリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
- プレーヤーにエチケット違反、または非行があった場合には「行動規範」に基づいて制裁を受けることがある。また重大な非行があった場合には規則 1.2a および 20.2 に基づいて失格とする場合がある。
- 打放し練習場においては備付けの球を使用し、スタート前の練習は 1 人 30 球を限度とする。
- アプローチ・バンカー練習場は、使用禁止する。
- 目的外グリーンによる障害がある場合、プレーヤーは規則 13.15 に基づいて障害から完全な救済を受けなければならない。
- 携帯電話、スマートフォンはコース内、クラブハウス内での使用を禁止する。

競技委員長 上沼 栄治

《距離表》

ホール	パー	男子 15-17 歳	女子 15-17 歳	女子 12-14 歳	小学生 男子
			男子 12-14 歳		小学生 女子
1	5	548	519	389	389
2	4	456	422	260	260
3	4	443	433	420	300
4	3	171	154	136	126
5	4	380	367	209	209
6	3	161	149	139	139
7	4	335	326	311	230
8	4	275	254	254	170
9	5	513	458	376	345
OUT		3,282	3,082	2,494	2,168
10	4	368	352	339	339
11	4	343	327	265	265
12	4	355	339	330	200
13	3	217	162	150	90
14	4	345	331	325	230
15	5	500	483	468	335
16	3	203	190	150	150
17	5	523	512	424	334
18	4	407	393	340	250
IN		3,261	3,089	2,791	2,193
トータル	72	6,543	6,171	5,285	4,361